

各種取引条件 国内手配旅行（旅館・ホテル）取引条件

※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書の一部となります。

（手配旅行契約）

この宿泊プランの手配は京王観光（以下「当社」といいます）の手配旅行契約によりお引き受けいたします。以下のご案内はその概要です。このご案内中に記載のない点については、当社手配旅行契約約款によります。

（お申込みについて）

・当社指定の申込書に所定事項をご記入のうえ、お申込金として旅行代金の2割相当額をお預かりいたします。

なお、お申込金は旅行代金の一部として、残金お支払いの際清算させていただきます。

・お電話によるお申し込みもお受けいたします。この場合、別途申込書の提出と申込金支払いをしていただきます。

・手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

（旅行代金）

・旅行代金は旅行開始日前の当社が定める期日までに全額お支払いいただきます。

・宿泊機関の料金改定により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

・実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

(旅行業務取扱料金)

・旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対しては取扱料金として次の料金及び同料金に係る消費税を申し受けます。

14 人以下の個人・グループの手配旅行の取扱料金	宿泊券のみの場合	1 件につき 500 円 (同一宿泊施設に連泊する場合は 1 件とします)
	運輸機関と宿泊施設等との手配が複合した 場合	1 件につき 1,000 円～10,000 円
15 名以上の団体手配旅行の取扱料金	旅行費用総額の 15%	

・クーポンお渡し後、お客様のご都合により旅行を中止される場合、取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引き渡し前であっても、手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じて取扱料金をいただきます。

(取消・変更について)

・お客様のご都合により変更または取消のお申し出があったときは運輸機関・宿泊施設の定める取消料・違約料のほかに当社の旅行業務取扱料金に加えて変更手数料金・取消手数料金として次の料金及び同料金に係る消費税を申し受けます。

変更手数料金	1 手配につき 500 円
取消手数料金	1 手配につき 1,000 円

(宿泊機関の取消料)

予約を取消された場合、またはクーポンを使用されなかった場合は、お取扱窓口で宿泊施設の定める取消料をいただき、残額を払い戻しいたします。使用されなかったクーポンの払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。宿泊施設の定める取消料は、各宿泊施設の宿泊約款によります。宿泊施設の定める取消料のうち最高料率のものを次に例示します。但し、同一宿泊施設に連泊の場合は、第1泊目の宿泊料を対象に所定の料率による取消料を適用します。

申 込 人 員	不 泊 日	当 泊 日	前 日	取消料率										
				2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前	
1～14名	100%	50%	30%	無料										
15～30名	100%	50%	30%	無料										
31～100名	100%	80%	50%	30%	20%	10%	無料							
101名以上	100%	80%	50%	30%	15%	10%								

(責任)

当社は、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があった時に限り、その損害を賠償いたします。但し、手荷物の場合は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があった時に限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償いたします。

(お客様の責任)

お客様の故意過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(団体・グループ)

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ企画手配旅行契約については、以下により取り扱うものとします。

(1) 当社は、旅行者が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます）が構成員の企画手配旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該手配旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行ないます。契約責任者が旅行に同行しない場合は、旅行開始後は契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。

(2) 当社は、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の申込を受ける事があります。この場合、手配旅行契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載します。

(3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

(4) 手配旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

(6) 当社は、契約責任者から求めにより添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行なうために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(その他)

- ・ (含まれるもの) 基本宿泊料 (1泊2食、但し他の食事条件を明示してある場合を除く) とサービス料が含まれております。(消費税等諸税は別です。施設にてご精算下さい。)

- ・ (含まれないもの) 上記以外のものは、旅行代金に含まれません。一部を例示します。宿泊代金に含まれない飲食代、クリーニング代等、電話代等、個人的性質の諸費用、それに伴う税・サービス料金。

- ・ 1室あたりのご宿泊人員は、大人 (12歳以上) のご利用人員を基準としております。子供 (6歳以上12歳未満) は大人0.5人とし、端数は切り上げて計算します。

- ・ 子供 (6歳以上12歳未満) 食事とサービスの違いにより、大人料金の50%か70%かをお客様に選択していただきます。大人料金の50%の場合はお子様専用メニューの食事とサービスを提供をし、大人料金の70%の場合は大人に近い食事とサービスの提供をいたします。(一部これと異なる設定の施設がありますので、係員にご確認ください。) 但し、大人1名・子供1名でご利用の場合は、大人2名に換算させていただきます。

- ・ 食事不要の6歳未満の乳幼児は実費を現地にお支払いください。(食事及び寝具の不要な乳幼児についても宿泊施設により施設使用料等がかかる場合があります。) なお、6歳未満の幼児でも食事を必要とする場合は子供 (6歳以上12歳未満) と同等のお取り扱いとなります。

- ・ 記載の宿泊料金並びに各種料金は、2016年7月28日現在の料金を基準としています。

旅行業取扱主任者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引に関する責任者です。

静岡県知事登録旅行業第2種642号
全国旅行業協会 (ANTA) 会員

静岡県静岡市清水区折戸 2-13-3
スルガトラベルサービス 国内旅行業務取扱管理者：澤田 一宏